

許可番号09760003495

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県高松市一宮町1686番地6

氏 名 株式会社塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを
証する。

高松市長 大西 秀人



許可の年月日 令和2年7月7日

許可の有効年月日 令和9年7月6日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり

(2) 積替え又は保管の有無

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：香川県高松市一宮町字道端1663番3

面積：13.7㎡

積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類：①感染性産業廃棄物 以上

積替えのための保管上限：16.0㎡

積み上げることができる高さ：1.2m

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無

余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

備考

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 揮発油類、灯油類及び軽油類。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)
- ② 廃酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物)
- ③ 廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 廃石綿等
- ⑥ 燃え殻 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)
- ⑦ 汚泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物)
- ⑧ 鉱さい 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)
- ⑨ ばいじん 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類) 以上

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 7 月 7 日 (当初許可)
平成 10 年 7 月 7 日 (更新許可)
平成 15 年 7 月 7 日 (更新許可)
平成 20 年 4 月 18 日 (更新許可)
平成 20 年 7 月 22 日 (更新許可)
平成 25 年 7 月 11 日 (更新許可)
令和 2 年 7 月 3 日 (変更許可)
令和 2 年 7 月 7 日 (更新許可)
以下 余 白